

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ものづくり技能継承支援事業

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※本事業は3カ年程度にわたるプロジェクトであり、今回は事業初年度に該当する。

3 業務目的

県内中小製造業に対し、IT技術を活用した効果的な知識・技能継承や、既存事業の競争優位性・売上拡大など付加価値向上に向けた支援を行い、県内中小製造業のモデルケースを創出し波及させるとともに、併せて県内IT産業の活性化を目指すもの。

4 委託概要

受託者は以下の取組を実施すること。（詳細は【別紙】を参照。）

(1) 福島県製造業DX研究会との連携

本事業は、福島県製造業DX研究会（以下「DX研究会」という。）と連携して進捗を図るものとし、福島県と共同でDX研究会の運営管理（定期的な会議運営、現地視察、各種資料作成等）を行うこと。

(2) IT技術を活用した知識・技能継承の支援

県内中小製造業が、自社の有する知識・技能を効果的に社内全体で共有し継承することができるよう、企業毎にヒアリング・分析、IT技術（AI・AR等）の導入・利活用を伴走型で支援しモデルケースを創出するとともに、更に既存事業の競争優位性や売上拡大など付加価値向上に向けた取組まで支援すること。

(3) IT教育支援

県内中小製造業の実務的なIT知識・スキルの習得状況、必要な取組等を整理し、県内中小製造業に特化したIT知識・スキル習得の支援を行うことで、県内中小製造業のIT技術の利活用と県内IT産業の活性化を推進すること。

5 対象者

県内に事業所（本社・本店又は営業所、工場等）を有し、日本標準産業分類で製造業に該当する企業を中心とし、次の事項を満たすこと。

- ①労働基準法ほか労働法関係法令の違反がないこと。
- ②国、県及び市町村が財源的基礎となった補助金適正化法に規定する補助金等を不正な手段で受給していないこと。
- ③国、県及び市町村の税金について滞納がないこと。
- ④暴力団対策法で規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

⑤風俗営業適正化法で規定される営業を事業としていないこと。

6 実施体制

(1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任をもって管理をするとともに、製造業への経営支援やIT利活用支援に関する知見や実績を有する運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

(2) 運営・進捗管理に関する定期的な打ち合わせ

以下を標準に定期的な打ち合わせやDX研究会での議論も踏まえながら、確実に事業進捗を図ること。打ち合わせや進捗報告等で使用する資料等については、任意様式とする。

①対面（オンライン）での打ち合わせ：月1回以上

②進捗報告（メール等）：月2回以上（隔週金曜日）

7 成果等

(1) 実績報告書（事業実施に関する経過、全取組に関する実績・分析結果）

(2) 本事業で作成した資料等一式

(3) その他、別途担当者が指示するもの一式

8 対象経費

(1) 人件費（賃金、社会保険料等）

(2) 活動経費（旅費、会場使用料、通信費、印刷費、システム構築費用、事業運営管理に係るツール費用、各種調査費用 等）

(3) 業務管理経費

(4) 消費税および地方消費税

(5) その他県が必要と認めるもの

※機器・備品等の資産取得は認められないのでリース対応とすること。

9 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

①委託業務着手届（別記第1号様式）

②業務責任者通知書

③実施計画書（事業工程表、実施体制表、実施内容、運営・進捗管理の方法 等）

④その他業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

①委託業務完了報告書（別記第2号様式）

②委託業務実績報告書（別記第3号様式）

※収支決算書及び経費の明細が分かる書類を提出し精算手続きを行うこと。

- ③事業成果品（上記7のとおり）
- ④その他業務の確認に必要と認める書類

10 委託料の精算（概算委託契約）

本事業は概算委託契約であり、委託期間終了後に実績報告書に基づき精算を行う。

11 委託料の支払い（概算委託契約）

- (1) 委託契約書第10条第5項に定める請求書については、別記第4号様式のとおりとする。
- (2) 委託契約書第10条第1項に定める請求書については、別記第5号様式のとおりとする。

12 委託事業により発生した収益の取り扱い

受託者は、委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

13 契約に関する条件等

(1) 無償サービスの原則

受託者は、本事業において、協力企業等から名称の如何にかかわらず、手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止とする。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部であっても、福島県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 本事業の引き継ぎ

受託者は、本事業の終了後、他社に業務を円滑に引き継げるよう体制を整えとともに、成果物についても客観性に留意して作成すること。

14 受託者の責務

(1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き福島県に帰属するものとする。

(2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 個人情報保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。

(4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止する。これは本委託契約終了後も同様である。

なお、企業支援においては、必要に応じ支援企業と秘密保持契約（NDA）等を取り交わし適切に企業情報を管理するとともに、DX研究会等への情報提供の範囲等についても適切に支援企業と調整すること。

- (5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 会計実施検査がある場合は、検査に協力すること。
- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

【参考】福島県製造業DX研究会について

1 目的

本県製造業の競争力向上のため、製造業におけるデジタル技術の利活用に関して、企業・団体等が情報と課題を共有し、DXの基盤となる知見集約と導入推進に向けて、製造業の企業活動の最適化と変革を目指していくこと。

2 事業

- (1) 本県製造業の企業活動における課題を把握すること。
- (2) 前項で把握した課題に対する必要な対応を検討すること。
- (3) 製造業のDX推進に関する相互連携のための連絡調整に関すること。
- (4) 製造業のDX推進に必要な事業の企画及び実施に関すること。

3 会員

福島商工会議所、福島県商工会連合会、(一社)福島県情報産業協会、(一財)とうほう地域総合研究所、福島大学、福島県（事務局） 等

【別紙】

1 福島県製造業DX研究会との連携

本事業は、福島県製造業DX研究会（以下「DX研究会」という。）と連携して進捗を図るものとし、福島県と共同でDX研究会の運営管理（定期的な会議運営、現地視察、各種資料作成等）を行うこと。

事業進捗にあたり、外部有識者や各団体・企業等と連携して取組を行う場合は、福島県と協議の上で進めるものとし、これに係る費用等については本委託費内で対応すること。

2 IT技術を活用した知識・技能継承の支援

県内中小製造業が、自社の有する知識・技能を効果的に社内全体で共有し継承することができるよう、企業毎にヒアリング・分析、IT技術（AI・AR等）の導入・利活用を伴走型で支援しモデルケースを創出するとともに、更に既存事業の競争優位性や売上拡大など付加価値向上に向けた取組まで支援すること。

本事業は3カ年での実施を想定し、本仕様期間内の実施内容等については下記のとおり。

R7：支援企業への試行的なIT技術の導入・利活用の支援[R7本仕様期間]

支援企業募集、ヒアリング・分析、IT技術の試行的導入・利活用の支援

R8：モデル創出・体系化

モデルケース創出・体系化、付加価値向上に向けた取組支援（現時点想定）

R9：県内全体への波及

成果報告会、県内製造業と県内IT産業のマッチング、LP制作等（現時点想定）

(1) 新規支援企業の募集

本事業の周知用広告を作成の上、県内製造業への直接周知、経済団体・金融機関等を通じた周知など効果的な手法により支援企業を募ること。

また、本事業の趣旨を踏まえ、受託者から候補企業を提案することも可能とする。

なお、支援企業については、本仕様書「5 対象者」の他、以下の点に留意すること。

[支援企業のイメージ]

①本事業は、3カ年程度を目安に支援しモデルケース創出を目指すことを想定しており、知識・技能継承やIT導入に意欲的な企業とすること。

②従業員規模：20名～99名程度の範囲を想定。

③経営層（工場長等も可）も含め本事業に参画できること。

④支援企業が特定の業種に偏らないよう複数業種や技術を選定すること（例 業種：食料品、金属製品、精密機器等 技術：機械金属加工、電気電子機器組立、金属表面処理 等）

⑤社内で使用するシステム等が指定されているなど、新規のIT導入が困難でないこと。

目標数：新規支援企業 10社

(2) IT技術を活用した知識・技能継承の支援

支援企業毎にヒアリング（経営戦略・事業内容・工場内の製造プロセス・人材育成の状況

等)し分析した上で、効果的な知識・技能継承に向けたIT技術(AI・AR等)の試行的な導入・利活用の支援を行うこと。

また、知識・技能継承以外の課題等の解消に向けた更なるIT利活用についても、伴走支援の中で積極的に支援し、支援企業のIT利活用を推進すること。

具体的な支援手法・内容等は提案とし、事業開始後はDX研究会での意見等も踏まえながら進捗を図るものとする。

【支援イメージ】

①各製造工程に関して、経営層・熟練者・若手従業員等を交えて知識・技能の整理

②特に知識・技能の継承が必須な重要プロセスを決定

③効果的なシステム・アプリ等を試行的に導入・活用

④知識・技能継承から、更に既存事業の競争優位性や売上拡大に向けた取組まで検討

※本事業では、上記システム・アプリ等を試行導入し活用することを成果とするため、官公庁による補助金等の活用についても助言等の支援を行い、事業効果を高めること。

※上記に併せてDX認定制度(経済産業省所管)をはじめ各種認定制度の取得支援を行うことにより、支援企業のDX推進の取組を進めること。

期間：契約締結後から令和8年3月31日まで

成果：支援企業が知識・技能継承に向けて、新たなITシステム等を試行的に導入し活用すること(5社程度)

3 IT教育支援

県内中小製造業の実務的なIT知識・スキルの習得状況、必要な取組等を整理し、県内中小製造業に特化したIT知識・スキル習得の支援を行うことで、県内中小製造業のIT技術の利活用と県内IT産業の活性化を推進すること。

※本取組については、特にDX研究会の構成員である(社)福島県情報産業協会と強く連携し事業進捗を図ること。

本事業は3カ年での実施を想定し、本仕様期間内の実施内容等については下記のとおり。

R7：調査・分析

県内中小製造業のIT知識・スキル習得に関する現状整理[本仕様期間]

R8：IT教育講座の構築

知識・スキル習得に向けた体験型IT教育講座・手法・体制等の構築(現時点の想定)

R9：トライアル実施

体験型IT教育のトライアル実施、効果測定(現時点の想定)

①県内中小製造業のIT知識・スキル習得に関して、現状(どう学び、社内で活用しているのか)、県内で実施されているIT知識・スキル習得に関する施設・講座等の状況整理、現場レベルでIT技術を活用する上で必要な知識・スキル等の整理を行うこと。

②上記を踏まえ、IT知識・スキル習得に向けたロードマップ等による整理や、令和8年度に実施予定とする体験型IT教育講座等の構築に先立つ内容等の提案を行うこと。

③なお、具体的な調査手法や様式等は提案とし、事業開始後はDX研究会での意見等も踏まえながら進捗を図るものとする。

期間：契約締結後から令和8年3月31日まで

成果：調査結果を踏まえ、令和8年度以降の効果的なIT教育・手法等について提案すること（任意様式）